

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校長

警察庁丁生経発第160号  
平成26年6月6日  
警察庁生活安全局生活経済対策管理官

## 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行について(通達)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第38号。以下「改正法」という。官報について別添1、新旧対照表について別添2を参照。)は、平成25年6月12日に公布され、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成26年政令第200号。別添3を参照。)により、平成26年6月11日から施行されるので、法の適用上遺漏のないようにされたい。

### 記

#### 1 改正の趣旨

生物多様性基本法が平成20年に制定されるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が高まってきている一方、特定外来生物が交雑することにより生じた生物による生態系等に係る被害が懸念されるなどの状況を踏まえ、同被害を防止するための施策を一層強化する必要が生じた。そのため、特定外来生物が交雑することにより生じた生物を規制の対象に追加するなど所要の改正が行われた。

#### 2 改正の概要

##### (1) 外来生物の定義の改正

従前、外来生物とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物とされていたため、外来生物と他の外来生物や在来生物との交雑によって生じた生物は外来生物に該当せず、特定外来生物に指定できなかったことから、特定外来生物への規制が適用できなかった。

しかし、改正法により、外来生物には、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物が交雑することにより生じた生物を含むと規定されたので、外来生物と在来生物等との交雑によって生じた生物も外来生物に含まれることになった(改正法による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「新法」という。)第2条関係)。

なお、特定外来生物は、外来生物のうち、在来生物とその性質が異なることにより

生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある個体等が政令で指定され、現在、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号。以下「施行令」という。)別表第1で指定されている。

改正法の施行にあわせて、施行令は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第201号。以下「改正政令」という。)により改正され、改正後の施行令別表第2において、外来生物と在来生物等との交雑によって生じた生物が新たに指定された(施行は平成26年6月11日)。

(2) 放出、植栽又はは種(以下「放出等」という。)の禁止の例外の創設

ア 放出等の禁止の例外

従前、特定外来生物を当該特定外来生物の特定飼養施設の外で放出等することは一切禁止されているが、改正法により、以下の場合には、放出等ができるようになった。(新法第9条関係)。

(7) 防除の推進に資する学術研究の目的で行う放出等であって、主務大臣の許可を受けた場合

(イ) 防除を目的とする生殖手段を不能にされた特定外来生物を放出等する場合

イ 偽りその他不正の手段により(2)ア(7)の主務大臣の許可を受けた者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた(新法第32条2号関係)。

また、当該許可の条件に違反して特定外来生物の放出等をした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた(新法第33条第3号関係)。

ウ 主務大臣の報告徴収権の対象に(2)ア(7)の許可を受けている者が追加され、また立入検査等の対象に放出等に係る区域が追加された(新法第10条第1項及び第2項関係)。

なお、虚偽報告及び立入拒否権等に対する罰則は従前のおり、30万円以下の罰金である(新法第35条第1号及び第2号関係)。

エ 主務大臣は、主務大臣の認定を受けた者が行う防除を目的とする特定外来生物の放出等が、主務大臣等が公示した事項に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収等を命じることができることとされた(新法第20条第3項関係)。

なお、当該命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた(新法第33条第4号関係)。

(3) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止のための措置命令等の対象の拡充

ア 従前、主務大臣による措置命令の対象は、飼養等許可を受けた者であって許可条件等に違反したものに限られていたが、飼養等、譲渡し等及び放出等の禁止の規定に違反した者や放出等の許可の条件に違反した者が追加された。

また、これに伴って、措置命令の内容も、当該特定外来生物の飼養等の中止や放出等をした当該特定外来生物の回収等が追加された（新法第9条の3第1項関係）。

イ (3)アにより拡充された措置命令に違反した者に対する罰則は従前のおり、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科である（新法第32条5号関係）。

(4) 輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）の検査等の創設

ア 特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等があると認めるときは、主務大臣は、その職員に当該輸入品等の所在する土地等に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等は無償で集取させることができるとされた（新法第24条の2第1項関係）。

イ (4)アによる検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を所有し、又は管理する者に対して消毒又は廃棄すべきことを命ずることができることとされた（新法第24条の2第2項関係）。

ウ (4)アによる立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処することとされた（新法第35条第3号関係）。

また、(4)イによる命令に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた（新法第32条第5号関係）。

### 3 留意事項

(1) 特定外来生物の放出等については、国及び地方公共団体以外の者であっても主務大臣の認定を得れば行うことができるので、特定外来生物の放出等を立件する場合においては、地方環境事務所に認定の有無について、照会をすること。

(2) 新たに罰則の対象とされた事項は、許可の条件違反及び報告拒否等、いずれも主管行政庁により発見・認知される可能性が高いものであることから、都道府県等の担当部局と今まで以上に連携を図り、事案の早期把握に努め、事案発生時には迅速な対応をされたい。

### 4 その他参考事項

改正政令により新たに指定された特定外来生物（外来生物と在来生物等との交雑によって生じた生物に限る。）については、別途連絡する。

[編注] 別添については省略した。